

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○国民健康保険組合の規約の変更認可	(医療保険政策課)	641
○公共測量の実施	(用地課)	〃
○府営住宅等の指定に関する規程の一部を 改正する告示	(住宅課)	〃
公 告		
○土地改良区役員の就任届	(山城広域振興局)	642
○土地改良区連合役員の就任届	(南丹広域振興局)	643
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(山城広域振興局)	〃

○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届 出	(都市計画課)	644
○道路の位置の指定	(山城南土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課、山城北土木事務所)	〃
選挙管理委員会		
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙 人名簿に登録されている者の数		〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に 登録されている者の数		645
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の 選挙人名簿に登録されている者の数		〃

告 示

京都府告示第448号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府衣料国民健康保険組合の規約の変更を令和6年8月27日認可した。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
摂津市

京都府告示第449号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府南丹広域振興局長から通知があった。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
亀岡市西別院町神地地内
- 2 測量の期間
令和6年7月10日から令和7年3月21日まで
- 3 測量の種類
公共測量（基準点測量）

京都府告示第450号

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示

府営住宅等の指定に関する規程（昭和55年京都府告示第767号）の一部を次のように改正する。

別表第1 桃山日向団地の項中「規則第19条の2第1項第1号」を「〃」に改め、同項の前に次のように加える。

洛西竹の里団地	7棟	505、506号	規則第19条の2第1項第1号
---------	----	----------	----------------

別表第1小栗栖西団地の項の次に次のように加える。

上野団地	1棟	103号	〃
	3棟	102号	

別表第1槇島大川原団地の項の次に次のように加える。

穴川団地	9棟	102、105号	〃
八幡男山団地	E19棟	501、503号	〃

附 則

この告示は、令和6年9月26日から施行する。

公 告

綴喜西部土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
八幡市八幡清水井118	上 野 稔
〃 〃 垣内山47	鷹 野 雅 生
〃 岩田松原45	山 村 敏 昭
〃 下奈良二階堂51	関 東 豊 則
〃 内里南ノ口33の5	小 里 隆 信
〃 戸津南小路22	佐 野 竹 生
〃 八幡柿木垣内9の39	小 坂 富 美 子
京田辺市大住八小路6	林 芳 文
〃 花住坂一丁目23の4	岡 本 和 雄
〃 田辺道場39	西 川 泰 夫
〃 薪天神堂22	喜 多 義 治

京田辺市東古森42の6	北 尾 敏 之
〃 草内宮ノ後50	藤 田 幸 久
〃 大住大嘗料14の1	橋 本 昌 子

(2) 監事

住 所	氏 名
八幡市川口堀ノ内6	中 村 治 夫
京田辺市興戸若宮58	北 尾 高 亨

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
八幡市八幡清水井118	上 野 稔
〃 〃 垣内山47	鷹 野 雅 生
〃 岩田松原45	山 村 敏 昭
〃 下奈良二階堂51	関 東 豊 則
〃 内里南ノ口33の5	小 里 隆 信
〃 戸津南小路22	佐 野 竹 生
京田辺市松井里ケ市25	木 田 光 彦
〃 花住坂一丁目23の4	岡 本 和 雄
〃 薪天神堂22	喜 多 義 治
〃 田辺道場39	西 川 泰 夫
〃 東古森30	上 村 修 士
〃 草内沢24の1	藤 田 喜 一

(2) 監事

住 所	氏 名
八幡市橋本平野山28	岡 本 弥 四 郎
京田辺市興戸若宮58	北 尾 高 亨



上桂川用水土地改良区連合の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（理事）

住 所	氏 名
亀岡市保津町山ノ坊50	疋 田 昌 弘
〃 河原林町河原尻綾垣内8	岸 本 剛 一

2 就任役員（監事）

住 所	氏 名
亀岡市馬路町三軒屋94	松 村 一 城



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所
 所長 山本 武史
 京都市山科区四ノ宮泓37

2 林地開発行為の目的

高速自動車国道の造成（城陽市富野・中工区）

3 林地開発行為をしようとする区域

城陽市富野北之芝6番ほか（次の図のとおり）

4 林地開発行為をしようとする区域の面積

46.0ヘクタール

5 期間

平成27年10月30日から令和10年3月31日まで

6 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある

る範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市富野及び中地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ散水を行う。
交通量の増加	〃	資材搬入車両等の出入りに際し周辺道路の円滑な交通を確保するため、場内の車両出入口に交通保安要員を配置する。
濁水の発生	〃	工事中は、場内流末最下流部に沈砂池を設置し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 完成後は、油水分離ますを設置し、路面排水の油分等を分離させた後に河川に放流する。
河川水量の増加	〃	工事中においては、沈砂池を介し、現況の水路等に分散して排水を行う。 完成後は、道路の路面排水を調整池に集水し、放水量を調整した上で河川に放流する。
粉じんの発生	〃	工事中、乾燥時には、必要に応じ散水を行い、粉じんの飛散防止を図る。

8 縦覧場所

- 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- 西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所
京都市山科区四ノ宮泓37

9 縦覧期間

令和6年9月6日（金）から令和6年10月7日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- 提出期間

令和6年9月6日(金)から令和6年10月21日(月)まで

(2) 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6

京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、JR向日町駅周辺地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

氏 名	住 所
新 春 名 幸 一 新	西宮市奥畑1の27の411
旧 緒 方 文 人 旧	甲子園口二丁目15の23



建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
山南第22号	令 6. 8. 28	京都府山 城南土木 事務所	相楽郡精華 町大字植田 小字畑ノ前 8の9、12 の3	m 31.6	m 最小 6.0 最大 8.0



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年9月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市寺田塚本87の1、87の2、88、122、123の1
(関連区域)
城陽市寺田塚本119の2の一部、123の3の一部、214の一部、236の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
東京都千代田区大手町一丁目3の1
全国農業協同組合連合会
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市広野町宮谷19の2の一部、20の29の一部、20の30、21の18の一部、22の1の一部、22の3、125の9の一部、228の2の一部、228の3、尖山4の79
(関連区域)
宇治市広野町宮谷21の2の一部、22の2、25の4の一部、34の129、34の159、125の8の一部、125の10、尖山4の977の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市広野町西裏38の3
株式会社穂高住販
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市伊勢田町砂田113の36、113の42の一部、116、117の1、117の2、118の1、118の2
(関連区域)
宇治市伊勢田町砂田113の1の一部、113の42の一部、113の63の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市小倉町久保88の9
エスワイズ株式会社

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第52号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月6日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

41,383人



京都府選挙管理委員会告示第53号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年9月6日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

358,639人



京都府選挙管理委員会告示第54号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月6日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29,881人
上	京 区	20,873人
左	京 区	40,839人
中	京 区	29,524人
東	山 区	9,374人
山	科 区	35,978人
下	京 区	21,619人
南	区	27,310人
右	京 区	53,371人
西	京 区	39,908人
伏	見 区	73,793人
福	知 山 市	20,689人
舞	鶴 市	21,403人
綾	部 市	8,852人
宇	治市及び久世郡	54,584人
宮	津市及び与謝郡	10,925人
亀	岡 市	24,177人
城	陽 市	20,976人
向	日 市	15,617人
長	岡京市及び乙訓郡	27,233人
八	幡 市	19,115人
京	田辺市及び綴喜郡	23,656人
京	丹 後 市	14,452人
南	丹市及び船井郡	12,160人
木	津川市及び相楽郡	33,404人